

●香川県告示第261号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社坂出事業所 事業所長 大西 武

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社坂出事業所

(3) 変更しようとする事項の内容

排水口の新設（10箇所（雨水専用））

(4) 特定施設に関する事項

変更無

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(6) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 6 排 水 口	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	7.5~8.6	7.5~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	浮遊物質量 (mg/L)	10	15
	窒素含有量 (mg/L)	2	4
	りん含有量 (mg/L)	0.1	0.5
	ふっ素 (mg/L)	5	8
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	0.5	2
排水の量 (m ³ /日)	(変更前) 2,964 (変更後) 3,055	(変更前) 4,391 (変更後) 4,555	

他に排水口が18箇所ある。（雨水専用10箇所）

（備考）今回、新たに雨水専用の排水口を10箇所設置する。また、三菱樹脂株式会社のアルミナ繊維製造ラインの増設に伴い、間接冷却水が増加するため、第6排水口の排水の量が増加する。なお、製造排水等に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年6月28日から同年7月18日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市市民生活部環境交通課